

特定保健指導実施要領

1 趣 旨

公立学校共済組合静岡支部（以下「共済組合」という。）は、地方公務員等共済組合法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、人間ドック、指定年齢健診及び生活習慣病健診（以下「定期健康診断」という。）を受診した公立学校共済組合員（以下「組合員」という。）に対して特定保健指導を実施し、組合員自らの生活習慣を改善するための行動計画の策定と実践を支援することにより、組合員の健康保持と改善を図る。

2 特定保健指導対象者

定期健康診断を受診した40歳以上75歳以下の組合員のうち、当該健診の検査結果（以下「健診結果」という。）を基に、別表の「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（厚生労働省令）に基づき選定し、「動機付け支援」又は「積極的支援」のレベル別に階層化された者とする。

3 実施対象及び実施内容

特定保健指導は、「人間ドック及び指定年齢健診時特定保健指導」及び「訪問型特定保健指導」により実施し、実施内容は次のとおりとする。

(1) 人間ドック及び指定年齢健診時特定保健指導

特定保健指導を実施する健診機関において人間ドック及び指定年齢健診を受診して特定保健指導対象者となった者について実施し、保健指導の内容は、各健診機関が定める実施内容（以下「実施内容」という。）とする。

(2) 訪問型特定保健指導

前記(1)「人間ドック及び指定年齢健診時特定保健指導」以外の特定保健指導対象者について実施し、保健指導の内容は、共済組合が特定保健指導を委託した専門機関（以下「委託機関」という。）が定める内容とする。

4 実施方法

(1) 人間ドック及び指定年齢健診時特定保健指導

ア 健診機関担当者が特定保健指導対象者に実施方法等について説明し、実施の意思を確認の上で利用を開始する。

イ 「動機付け支援」及び「積極的支援」の初回面接については、原則として人間ドック及び指定年齢健診受診日に行うこととし、その後の支援については、特定保健指導対象者と各健診機関において調整の上実施する。

ウ 実施についての留意事項

特定保健指導対象者の都合や、健診機関の受入状況等によりやむを得ず実施日を変更する場合は、健診機関担当者と特定保健指導対象者が日程を調整するなど、必要な手続を行う。

(2) 訪問型特定保健指導

ア 委託機関は、共済組合名で「訪問型特定保健指導」の対象となったことを、所属所長及び特定保健指導対象者に文書で通知する。

イ 委託機関の担当者が、特定保健指導対象者に電話で実施方法等についての説明をし、実施の意思を確認した上で利用を開始する。希望により遠隔面接型の特定保健指導を選択することもできるので、希望者は委託先の保健師等へ申し出る。

ウ 「動機付け支援」及び「積極的支援」の初回面接については、特定保健指導対象者と委託機関が日程調整をして個別に行う。その後の支援についても調整の上実施する。

なお、初回面接は勤務を要する日に実施することとし、面接場所は原則所属所内とする。

エ 委託機関の保健師等が所属所に出向いて特定保健指導等の初回面接を実施し、目標と実行計画を立てる等のサポートをする。

オ 実施についての留意事項

(ア) 所属所長は、委託機関から特定保健指導対象者への電話の取次ぎ、所属所内の個人情報を守られる面接場所の提供及び特定保健指導対象者への配慮をする。

(イ) 特定保健指導対象者の都合等によりやむを得ず実施日を変更する場合は、委託機関担当者と特定保健指導対象者が日程を調整するなど、必要な手続を行う。

5 対象者のサービスの取扱い

人事主管課の指導により、「人間ドック及び指定年齢健診時特定保健指導」及び「訪問型特定保健指導」について、初回面接及び初回面接後に実施する継続的支援における面接等について、県立学校、教育部（以下「県立学校等」という。）においては、「職務に専念する義務の免除」を適用する。

その他の所属所においては、各学校等設置者の定めによる。

6 実施期間

実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

ただし、前述の実施期間内に初回面接を実施した者に限り、当該指導が終了するまでを実施期間とする。

7 費用負担

費用は共済組合が負担する。

ただし、「人間ドック及び指定年齢健診時特定保健指導」において、特定保健指導（実施内容）以外の保健指導及び検査等を受ける場合には、その保健指導及び検査等に係る費用は組合員が負担する。

8 特定保健指導の結果の取扱い

特定保健指導の結果は、特定保健指導委託機関から共済組合に送付され利用・保管するが、この個人情報の取扱いについては、公立学校共済組合個人情報保護規程・公立学校共済組合個人情報保護方針、個人情報の保護に関する法律などの関係法令を遵守し、厳重に管理するものとする。

9 学校等設置者が実施する定期健康診断等の検査結果の取扱い

各所属所における定期健康診断の検査結果の取扱い（指導区分・事後措置等）については、特定保健指導の対象者に該当した者であっても、各学校等設置者が示す方法により処理するものとする。

なお、特定保健指導実施中に提示される各種記録類・ワークシート類等は、本人に帰属するものであるため、健康診断記録簿への貼付等は不要とする。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省令）

特定保健指導の対象者（階層化）

腹囲	追加リスク	④喫煙歴	レベル
	①血糖 ②脂質 ③血圧		
≥ 85 cm (男性) ≥ 90 cm (女性)	1つ該当	なし	動機付け支援
	2つ以上該当	あり	積極的支援
上記以外で $BMI \geq 25$ kg/m ²	1つ該当		
	2つ該当	なし	積極的支援
	3つ該当	あり	

- ※ 高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く。
- ※ 65歳以上の対象者については、積極的支援の該当であっても動機付け支援の対象とする。
- ※ 2年連続して積極的支援に該当した対象者のうち、1年目に比べて2年目の状態が改善している者については、2年目の特定保健指導は動機付け支援相当でも可とする。

保健指導判定値（追加リスク）

① 血糖	空腹時血糖値が 100 mg/dl 以上 HbA1c (NGSP 値) が 5.6%以上、または随時血糖が 100 mg/dl 以上
② 脂質	空腹時中性脂肪 150 mg/dl 以上または随時中性脂肪 175 mg/dl 以上、または HDL コレステロール 40 mg/dl 未満
③ 血圧	収縮期 130 mm Hg 以上、または拡張期 85 mm Hg 以上

- ※ 血糖については、空腹時血糖値およびHbA1c (NGSP 値) の両方を測定している場合には、空腹時血糖の値を優先とする。なお、空腹時以外において、HbA1c (NGSP 値) を測定しない場合に関り、食直後を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。
- ※ 脂質については、やむを得ず空腹時中性脂肪を測定しない場合に限り、食直後を除き随時中性脂肪による血中脂質検査を行うことを可とする。
- ※ 健診結果が、保健指導判定値（特定保健指導対象者とする値）よりも高い受診勧奨判定値（重症化を防止するために医療機関を受診する必要性を検討する値）である者も、原則、保健指導の対象者となるが、医療機関において既に服薬治療中の者、検査結果から医療機関の受診が相当である者については、保健指導の対象としない。